緊急時の対応

- 【 大阪府下のいずれかの地域に、暴風警報または特別警報が発令された場合 】
 - ① 午前7時までに解除された場合
 - → 平常通り、8:30 までに登校
 - ② 午前7時現在発令中
 - → 自宅待機し、次の③または④に従う
 - ③ 午前7時から午前10時の間に解除された場合
 - → ・通常授業(1~6限)時は、始業時刻を13:00とし、5・6限の授業を開始
 - ・考査時は、始業時刻を13:00とし、1限からの考査を開始
 - ・短縮授業(1~4限)時は、「臨時休校」
 - ④ 午前10時現在発令中
 - → 臨時休校

(なお、考査期間中、臨時休校となった場合、その日の考査は、原則最終日の次の登校日に実施する。)

- ※ 注1 「大雨警報」「大雨洪水警報」「波浪警報」では休校になりません。
 - 注2 警報が解除された後でも交通機関が不通の場合や登校できない事情のある場合は、 保護者が「さくら連絡網」で連絡をし、生徒は自宅待機する。 登校する場合は、周囲の状況に気を付けて、危険のないように注意すること。
 - 注3 当日、学校は緊急事態に備えているので、緊急連絡以外は学校へ電話せず、「学校ホームページ」「さくら連絡網」「classroom」で確認すること。
 - 注4 土日、長期休暇中なども上記に準ずる。
 - 注5 在住する地域での避難勧告等が発令された場合、個々の状況に応じて、「安全を第一」に考えた行動をとる。